

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市環境基本条例（平成12年長久手町条例第16号）の本旨に基づき、住宅用地球温暖化対策設備を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地球にやさしい低炭素社会構築の一環として、エコ住宅・環境共生住宅を広く普及させ、住宅の省エネルギー化、エネルギーの地産地消及び災害時に活用可能な設備導入の促進を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「住宅用地球温暖化対策設備」（以下「設備」という。）とは、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第1号について、設備を設置する住宅が施工中のときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自らが居住する市内の住宅（集合住宅を除く。店舗等との併用住宅を含む。）に設備を新たに設置する者

イ 自らの居住の用に供するための市内の新築住宅（集合住宅を除く。店舗等との併用住宅を含む。）の建設に合わせて設備を設置する者

ウ 自らの居住の用に供するため、建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅（集合住宅を除く。店舗等との併用住宅を含む。）を購入する者

2 補助金の交付は同一年度内において同一世帯及び同一の建物に対し1回限りとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設備の購入及び設置に要する費用であって、別表第2に掲げる費用とする。なお、補助対象経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表3に掲げる額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 複数の設備を同時に設置する場合は、各設備の補助金の額の合計とする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、設備の設置工事の着手（設備が設置された建売住宅等を購入する場合は、住宅の引渡し）前に、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の受付期間は、補助対象年度の4月第2月曜日から2月末日までとする。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導

入促進費補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付決定者とならなかった者に対しては長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ通知するものとする。

（計画変更の承認）

第9条 交付決定者は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、あらかじめ長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金対象事業計画変更等承認申請書（様式第4号）にその変更内容の分かる書類を添え、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 設備の購入及び設置を中止する場合は、申請取下げ申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、設備の購入及び設置が完了したときには、保証開始日若しくは領収書に記載された支払日のどちらか遅い日から60日以内又は補助対象年度の2月末日のいずれか早い日までに長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、別表第5に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 前項に規定する期日までに実績報告書が提出されないときは、第8条第2項の規定により通知した交付決定通知は失効し、第9条第2項の申出があったものとみなす。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、適当と認めたときは、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた交付決定者（以下「交付確定者」という。）は、通知があった日から30日以内又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに長久手市住宅用地球温暖化対策設

備導入促進費補助金交付請求書（様式第8号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付請求書に基づき、補助金を交付する。
- 3 交付確定者が、交付請求書を第1項に規定する期日までに提出しなかったときは、補助金を受ける権利は自動的に失効し、第9条第2項の申出があったものとみなす。

（処分の制限）

第13条 補助金の交付を受けた者は、設備の耐用年数の期間内は、同設備について、この補助金の交付の目的に反し、処分してはならない。ただし、市長が処分を承認したときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに規定する承認を受けようとする者は、あらかじめ地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第9号。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、必要があるときは現地調査等を実施し、地球温暖化対策設備処分承認・非承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する耐用年数は、別表第6に掲げる年数とする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定の際に付した条件に違反したと認めたとき。
 - (4) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。
 - (5) 第9条第2項の規定による交付申請の取下げの申出があったとき。
 - (6) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定による補助金の返還は、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金返還請求書（様式第12号）により請求するものとする。
（期日の特例）

第16条 補助金に係わる申請書等の提出期限の開始日及び期日が、長久手市の休日を定める条例（平成元年長久手町条例第22号）に規定する市の休日にあたる時は、その日後、最初に到来する市の休日でない日を開始日及び期限とみなす。ただし、補助対象年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、補助対象年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（協力）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、市が取り組む補助事業の効果検証及び地球温暖化対策の推進に係わる事項について、協力を求めることができる。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りではない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 長久手市住宅用太陽光発電設備設置整備事業補助金交付要綱及び長久手市雨水貯留槽設置費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備の名称	定義	仕様・条件
<p>家庭用エネルギー管理システム（HEMS）</p>	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。 3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。 4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。 5 一つ以上の設備又は電気機器に

		<p>対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量及び充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。</p> <p>7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p> <p>8 未使用品であり、リース品でないこと。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気</p>	<p>1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。</p> <p>2 未使用品であり、リース品でないこと。</p>

	を活用することができるもの	
電気自動車等充給電設備（V2H）	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。

別表第2（第5条関係）

設備の名称	補助対象経費
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置に要する費用並びにリチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの設置に要する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成されるシステムの購入並びに設置に要する費用
電気自動車等充電設備（V2H）	V2Hシステム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示、配線、配線器具）の購入及び設置に要する費用

別表第3（第6条関係）

設備の名称	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、1万円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、5万円を上限とする。
電気自動車等充給電設備（V2H）	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額であって、5万円を上限とする。

別表第4（第7条関係）

設備の名称	提出書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事契約書又は売買契約書の写し 2 経費の内訳が明記されている書類（見積書の写し等） 3 現況のカラー写真（対象設備を設置する住宅の部分及び住宅全体の写真） 4 対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図 5 対象設備の規格等が分かる書類（メーカーカタログの写し等） 6 手続きを委任する場合は委任状 7 申請者と建物所有者が異なる場合は建物所有者の同意書

別表第5（第10条関係）

設備の名称	提出書類
共通	1 設備の購入及び設置に係る領収書の写し 2 現況のカラー写真（対象設備の設置状況、設備本体及び設備本体に貼付されている製造番号が確認できるもの） 3 対象設備の保証開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類（保証書の写し等）
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	対象設備の端末モニターが起動している状態を確認できるカラー写真

別表第6（第13条関係）

設備の名称	耐用年数
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	5年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車等充電設備（V2H）	5年

長久手市長 殿

申請者

〒

現住所

氏名

電話番号

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、同要綱を遵守します。

記

1 対象設備

別紙1内訳表のとおり

2 設置予定住所

長久手市

3 交付申請額（内訳は別紙1のとおり）

金 円

4 工事着工（建売引渡）予定日

年 月 日

5 工事完了予定日

年 月 日

6 手続きに関する連絡先※申請者と異なる場合のみ記入してください。その場合は、委任状が必要です。

〒

住所

会社名

担当者名

電話番号

7 添付資料

別紙2交付申請添付書類のとおり

重要確認事項

私は、補助金の交付申請のため、住民票及び市税の納付状況について長久手市長が調査することに同意します。また、本申請は交付要綱の内容を満たしていることを誓約し、内容に虚偽があった場合、交付決定を取り消されることに異議を申し立てません。

受理年月日

申請者

(自筆)

受理番号

別紙1 内訳表

名 称	内 容		交付申請額 (補助上限額)
家庭用エネルギー管理システム (HEMS) <u>保証開始予定日か領収予定日 (遅い方)</u> 年 月 日	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費 × 1 / 4 (1万円) 円
	設置予定機器型番		
定置用リチウムイオン蓄電システム <u>保証開始予定日か領収予定日 (遅い方)</u> 年 月 日	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費 × 1 / 4 (5万円) 円
	設置予定機器型番		
	蓄電容量	キロワット	
電気自動車等充電設備 (V2H) <u>保証開始予定日か領収予定日 (遅い方)</u> 年 月 日	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費 × 1 / 4 (5万円) 円
	設置予定機器型番		
補助金交付申請額 ※申請書「3 交付申請額」と同額			円

別紙2 交付申請添付書類

共通

- 工事契約書又は売買契約書の写し
- 経費の内訳が明記されている書類（見積書の写し等）
- 現況のカラー写真（対象設備を設置する住宅の部分及び住宅全体の写真）
- 対象設備を設置する住宅の場所を示す位置図
- 対象設備の規格等が分かる書類（メーカーカタログの写し等）
- 手続きを委任する場合は委任状
- 申請者と建物所有者が異なる場合は建物所有者の同意書

第 年 月 日
第 号

様

長久手市長

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 申請受理番号
- 2 対象設備
別紙1内訳表のとおり
- 3 設置予定場所
長久手市
- 4 交付決定額
金 円
- 5 交付等の条件
 - (1) 長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 補助金交付申請書の内容を変更する場合は、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金対象事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を、設置を中止する場合は、申請取下げ申出書（様式第5号）を市長に提出すること。

第 年 月 日

様

長久手市長

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金については、下記の理由により不交付となりましたので、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 申請受理番号
- 2 対象設備
別紙1内訳表のとおり
- 3 不交付の理由

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金対象事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請内容の変更の承認を申請します。

記

- 1 申請受理番号
- 2 対象設備
別紙1内訳表のとおり
- 3 交付申請額の変更の有・無
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
別紙（変更内容の分かるもの）

受理年月日

受理番号

年 月 日

長久手市長 殿

申請者
〒
住所
氏名
電話番号

申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 申請受理番号

2 対象設備

別紙1内訳表のとおり

3 交付決定額

金 円

4 取下げ理由

受理年月日

受理番号

年 月 日

長久手市長 殿

申請者
〒
住所
氏名
電話番号

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金に係る設備の購入及び設置が完了したので、長久手市住宅長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 申請受理番号
- 2 対象設備及び交付申請額
別紙1内訳表のとおり
- 3 設置場所
長久手市
- 4 工事着工（建売引渡）年月日
年 月 日
- 5 工事完了年月日※保証開始日若しくは支払完了日のいずれか遅い日又は2月末日のいずれか早い日
年 月 日
- 6 手続きに関する連絡先※交付申請時と異なる場合は記入してください。
〒
住所
会社名
担当者名
電話番号
- 7 添付資料
別紙2 実績報告書添付書類のとおり

受理年月日
受理番号

別紙1 内訳表

名 称	内 容		交付申請額 (補助上限額)
家庭用エネルギー管理システム(HEMS) <u>保証開始日か領収日</u> <u>(遅い方)</u> <u>年 月 日</u>	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (1万円) 円
	設置機器型番		
定置用リチウムイオン蓄電システム <u>保証開始日か領収日</u> <u>(遅い方)</u> <u>年 月 日</u>	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (5万円) 円
	設置機器型番		
	蓄電容量	キロワット	
電気自動車等充電設備(V2H) <u>保証開始日か領収日</u> <u>(遅い方)</u> <u>年 月 日</u>	製造者名 (メーカー名)		補助対象経費×1/4 (5万円) 円
	設置機器型番		
補助金交付申請額			円

別紙2 実績報告添付書類

共通

- 設備の購入及び設置に係る領収書の写し
- 現況のカラー写真（対象設備の設置状況、設備本体及び設備本体に貼付されている製造番号が確認できるもの）
- 対象設備の保証開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類（保証書の写し等）

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

- 対象設備の端末モニターが起動している状態を確認できるカラー写真

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、その内容を適当と認め、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 申請受理番号

2 対象設備

別紙1内訳表のとおり

3 設置場所

長久手市

4 交付確定額

金 円

5 交付等の条件

長久手市補助金等交付規則第14条又は長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の交付を取り消した場合は、交付した補助金の返還を請求します。

年 月 日

長久手市長 殿

請求者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書

年 月 日付け 長 第 号で交付の確定通知を受けた長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 対象設備補助内訳

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助金額	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助金額	円
電気自動車等充給電設備（V2H）	補助金額	円

3 振込先

金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
口座番号	普通 NO. 当座	
口座名義人	フリガナ	

記入上の注意

- (1) 金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
- (2) 必ず、申請者本人名義の口座をご記入ください。

受理年月日

受理番号

年 月 日

長久手市長 殿

申請者
〒
住 所
氏 名
電話番号

地球温暖化対策設備処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 申請年度及び受理番号
年度
- 2 対象設備
別紙内訳表のとおり
- 3 設置場所
長久手市
- 4 補助金の交付を受けた者の氏名
- 5 処分方法
- 6 処分時期
年 月 日
- 7 処分理由

受理年月日

受理番号

様

長久手市長

地球温暖化対策設備処分承認・非承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました地球温暖化対策設備処分について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 対象設備
別紙内訳表のとおり
- 3 承認・非承認
- 4 理由（非承認の場合）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の確定通知をした長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 申請年度及び受理番号

年度

2 対象設備

別紙内訳表のとおり

3 交付済額

金 円

4 交付決定取消額

金 円

5 取消理由

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の取消しをした長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、長久手市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還理由

2 返還金額

金 円

3 返還期限

年 月 日